

農業災害補償法の施行に関する小委員会報告概要

諮問事項

第3 家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載する医薬品の収載基準、 薬価の算定方法及び収載する医薬品について

家畜共済薬価基準小委員会（開催日時：平成18年1月17日～18日、座長：田口委員）において調査審議を行い、以下のとおりの結論を得た。

(1) 収載基準

諮問どおりとする。

(2) 薬価の算定方法

諮問どおりとする。

ただし、成分が同一の医薬品については、諮問の算定方法を踏まえた上で、成分含量を考慮した医薬品間の薬価の横並び是正を図ること。

(3) 収載する医薬品

ア (1) 収載基準に基づき、諮問のあった医薬品のすべてについて調査審議を行った結果、疾病予防薬に該当するもの（プロゲステロン腔内挿入薬）及び寄生虫駆除薬に該当するもの（イベルメクチン注射薬及び外用薬）について、18年度にあっては、従来と同様に不収載とすることが望ましいこと。

また、抱水クロラールについては、代替薬があり、危険性の大きい当該医薬品を使用する合理的理由がないので、不収載とすることが望ましいこと。

イ 諮問のあった医薬品以外に、牛・馬の心房細動治療薬として、硫酸キニジン（内用薬）を収載することが望ましいこと。

ウ その結果、収載を妥当とするものは次のとおり。

注 射 薬	5 1 5 品目
内 用 薬	1 7 7 品目
外 用 薬	7 8 品目
注入・挿入薬	5 1 品目
合 計	8 2 1 品目

エ 製造販売中止等の理由により収載されなくなる医薬品のうち、診療施設においていまだ在庫があり、また、在庫があれば給付されることが適当であると考えられる医薬品については、平成18年6月30日までに限って適用することが望ましいこと。

オ アの従来不収載とされている医薬品については、近年、診療現場において、収載を要望する声も高まっていることから、病傷事故給付基準の見直しの中で議論を行い、次年度以降の収載の是非を検討すること。

また、諮問のあった医薬品のうち、調剤を要する医薬品として用いられているものについては、使用状況等を調査の上、次年度に収載する必要性の調査審議を再度行うこととすること。

(4) その他

製造販売承認の承継又は会社の統合等により製造販売会社名が変更になった場合にも、同一医薬品であれば給付対象となるように17年度と同様の措置を講ずること。

食料・農業・農村政策審議会経営分科会
農業災害補償法の施行に関する小委員会
(家畜共済に係る薬価基準に関する事項)
専門委員名簿(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属
-----	-----

あんどう しげる 安藤 茂	(社) 日本動物用医薬品協会理事
---------------------------------	------------------

いなにわまさのり 稲庭政則	(社) 群馬県獣医師会会長
---------------------------------	---------------

すずき ようこ 鈴木洋子	神奈川県農業共済組合家畜部長
--------------------------------	----------------

◎ たぐち きよし 田口 清	酪農学園大学獣医学部教授
----------------------------------	--------------

にしぎ かんじ 西崎完治	岡山県農業共済組合連合会勝英家畜診療所所長
--------------------------------	-----------------------

◎は、座長